

当JAで年金をお受取りのお客さまへ



©よりぞう

JA マル得 定期貯金

お取り扱い期間：令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

スーパー定期 1年もの

店頭表示
利率



0.3%

- 【対象定期貯金】◆スーパー定期貯金〈単利型〉(期間1年)
 - 【預入限度額】◆お一人様合計**500**万円まで
 - 【ご利用いただける方】◆当組合で年金をお受取りの方(新規を含む)
- ※JAへの振込が確認できない場合は適用外となる場合があります。

年金とは、公的年金[国民・厚生・共済年金]の他、税法上の公的年金等に係る雑所得に該当する年金とします。

詳しくは窓口、または渉外担当者へお問い合わせください。

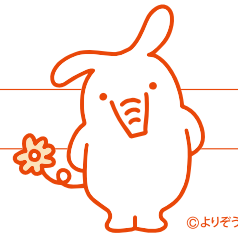
 **JAよこすか葉山**

武山支店 TEL.856-2111
長井支店 TEL.856-2111
北下浦支店 TEL.848-0611

くりはま支店 TEL.835-0555
衣笠支店 TEL.852-0428
大楠支店 TEL.856-8724

葉山支店 TEL.875-0111

【商品概要説明書】



商品名(愛称)	●スーパー定期貯金〈単利型〉「愛称：JAマル得定期貯金」
ご利用いただける方	●個人のみ ●当JAで年金振込の受取を既に開始している方 ●当JAに年金振込の受取を新規に指定していただける方 ※対象となる年金…公的年金(国民・厚生・共済年金)の他、税法上の公的年金等に係る雑所得に該当する年金とします。 ※諸事情により、年金の振込が全額停止されるなど、年金の振込が当JAで確認できない場合には、預入の対象となりません。
期間	●1年の定型方式 ●預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	●一括預入 ●1円以上500万円以内(お一人様合計500万円を限度とします。) ●1円単位
払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1)適用金利 (2)払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	●預入時の「スーパー定期貯金〈単利型〉」の店頭表示の利率に0.3%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ●自動継続の場合には、原則として「スーパー定期貯金〈単利型〉」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ●預入期間を通じて振込口座指定が継続されない場合は、預入時の店頭表示の利率を適用します。 ●満期日以後一括して支払います。 ●付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ●20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。 ●金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	——
付加できる特約事項	●個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れできません。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●個人のお客様はマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ●個人のお客様は通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①預入期間が6か月未満の場合 …… 解約日における普通貯金利率 ②預入期間が6か月以上1年未満の場合 …… 約定利率×50% ただし、預入期間を通じて振込口座指定が継続されない場合は、預入時の店頭表示の利率を約定利率とします。
貯金保険制度(公的制度)	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク対策室(電話：046-838-5027)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク対策室またはJAバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話：045-211-7716)
その他参考となる事項	●継続を停止した場合の満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ●本商品は、「自動継続スーパー定期貯金規定(単利型)」を適用します。

※詳しくは窓口まで、お気軽にお問い合わせ下さい。